

公契約基本条例に関する事業者アンケート集計結果

令和5年度実施

公契約基本条例に関する事業者アンケート集計結果

令和5年度				令和4年度				回答数 増減 (R5-R4)	回答率 増減 (R5-R4)
種別	送付数	回答数	回答率	種別	送付数	回答数	回答率		
工事請負	15	9	60.0%	工事請負	12	12	100.0%	-3	-40.0%
業務委託	99	45	45.5%	業務委託	95	48	50.5%	-3	-5.1%
指定管理協定	7	6	85.7%	指定管理協定	9	8	88.9%	-2	-3.2%
業種不明回答分		4	—	業種不明回答分		0	—	4	—
合計	121	64	52.9%	合計	116	68	58.6%	-4	-5.7%

令和5年9月 4日(月) 用紙送付
令和5年9月 19日(火) 回答期限

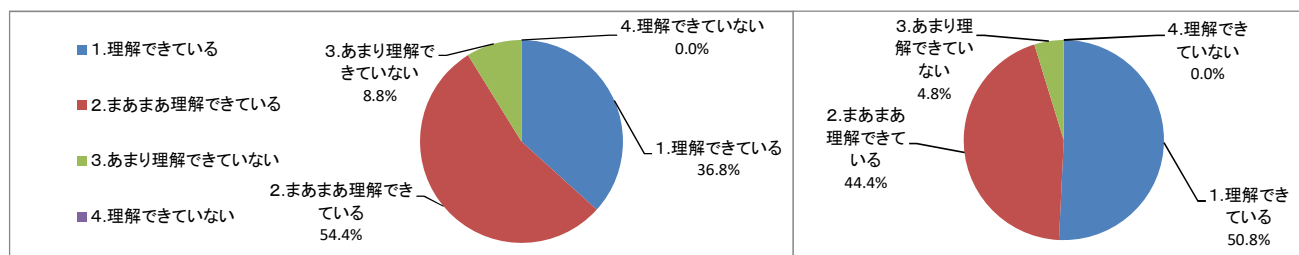
令和4年9月 9日(金) 用紙送付
令和4年9月 22日(木) 回答期限

草加市公契約基本条例 事業者向けアンケート質問及び回答

※ あてはまる回答を一つ選んで、回答欄に○をつけてください。
 (一部、記述で回答していただく質問があります。)

Q. I-1 公契約基本条例が施行され8年経過しましたが、条例の制度についての程度理解できていますか。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 1件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.理解できている	25 件	36.8%	4 件	17 件	4 件		32 件	50.8%	3 件	22 件	5 件	2 件
2.まあまあ理解できている	37 件	54.4%	7 件	26 件	4 件		28 件	44.4%	5 件	20 件	1 件	2 件
3.あまり理解できていない	6 件	8.8%	1 件	5 件	0 件		3 件	4.8%	1 件	2 件	0 件	0 件
4.理解できていない	0 件	0.0%	0 件	0 件	0 件		0 件	0.0%	0 件	0 件	0 件	0 件



Q. I-2 これまで、草加市では、公契約基本条例の制度について「ポスター」「チラシ」「ホームページ」で周知を行ってきましたが、今後、どのような周知方法が望ましいと思いますか。

《理解できている》

- ・ポスター、チラシの配布 ホームページ（トップ画面に表示）での周知
- ・入札前に資料配布する。

《まあまあ理解できている》

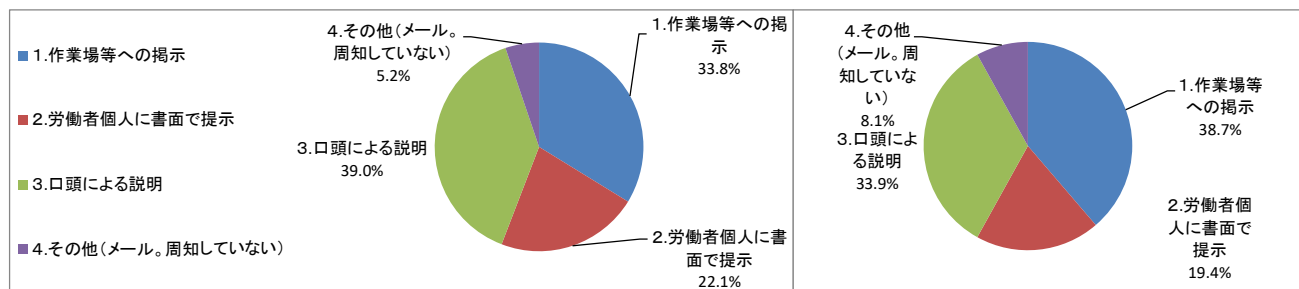
- ・オンラインで受けれる講習を実施する。
- ・定期的な説明会を実施する。
- ・入札前に資料配布する。
- ・SNSの利用（TikTok, インスタグラム、ツイッターなど）

《あまり理解できていない》

草加市公契約基本条例 事業者向けアンケート質問及び回答

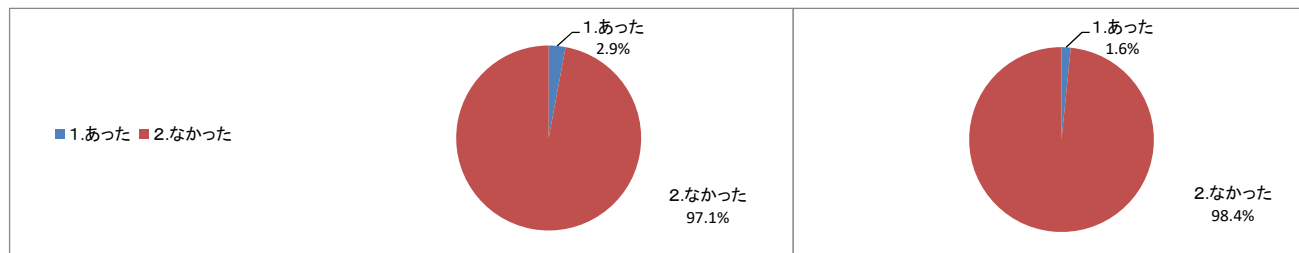
Q.Ⅱ-1 公契約基本条例の適用案件を受注した事業者は、労働賃金基準額等の事項を当該業務に従事する労働者へ周知することになっていますが、どのような方法で周知しましたか。
(複数回答可)

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 2件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.作業場等への掲示	26 件	33.8%	8 件	16 件	2 件		24 件	38.7%	5 件	15 件	2 件	2 件
2.労働者個人に書面で提示	17 件	22.1%	2 件	10 件	5 件		12 件	19.4%	1 件	9 件	2 件	0 件
3.口頭による説明	30 件	39.0%	3 件	26 件	1 件		21 件	33.9%	3 件	15 件	1 件	2 件
4.その他（メール。周知していない）	4 件	5.2%	2 件	2 件	0 件		5 件	8.1%	0 件	4 件	1 件	0 件



Q.Ⅱ-2 労働者等から公契約基本条例に関することで、相談や問い合わせを受けたことはありませんか。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 2件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.あった	2 件	2.9%	1 件	0 件	1 件		1 件	1.6%	0 件	1 件	0 件	0 件
2.なかった	66 件	97.1%	11 件	48 件	7 件		61 件	98.4%	9 件	42 件	6 件	4 件

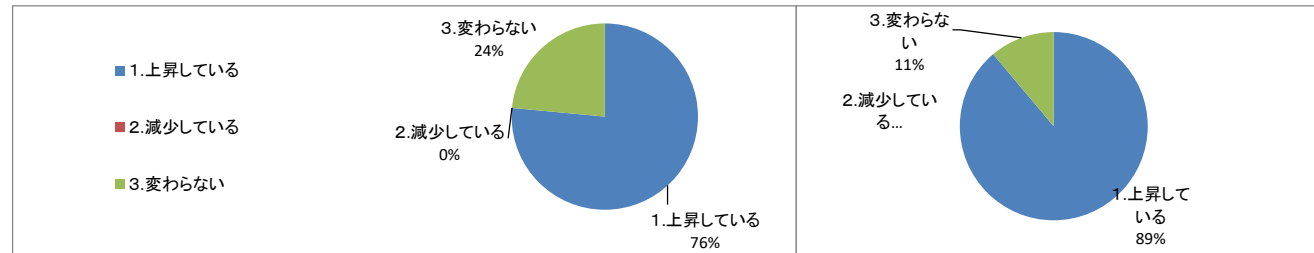


Q.Ⅱ-3 相談等の内容はどのようなものでしたか。

- ・労働環境報告書の書き方、個人事業主等労働条件には合わないため。

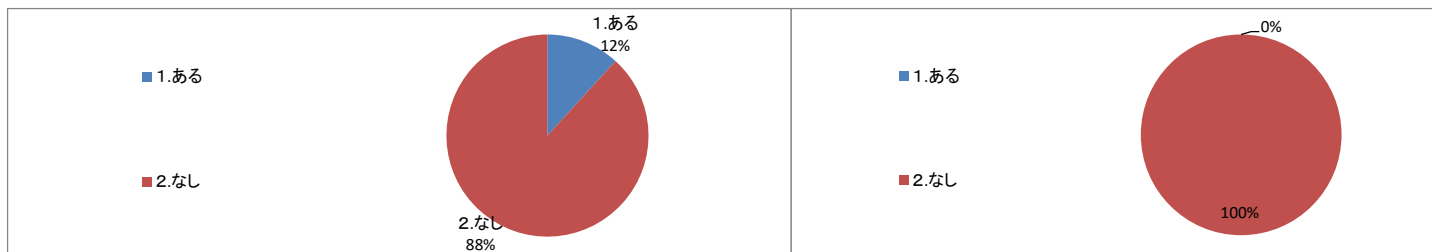
Q.Ⅲ-1 公契約基本条例の適用案件に従事している労働者へ支払う賃金は、前年度と比較して変わりましたか。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 1件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.上昇している	52件	76.5%	8件	36件	8件		56件	88.9%	9件	38件	6件	3件
2.減少している	0件	0.0%	0件	0件	0件		0件	0.0%	0件	0件	0件	0件
3.変わらない	16件	23.5%	4件	12件	0件		7件	11.1%	0件	6件	0件	1件



Q.Ⅲ-2 労働賃金基準額の設定金額及び設定の考え方について、ご意見はありますか。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 1件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	8件	11.8%	1件	3件	4件		0件	0.0%	0件	0件	0件	0件
2.なし	60件	88.2%	11件	45件	4件		63件	100.0%	9件	44件	6件	4件



【参 考】 <<令和4年度 労働賃金基準額>>

工事又は製造の請負契約 → 公共工事設計労務単価（埼玉県）の90%

業務管理・指定管理契約 → 987円（草加市現業職員の初任給及び他自治体の賃金水準等を勘案して得た金額）

※労働賃金基準額は、適用公契約に従事する労働者に対して支払われるべき1時間当たりの労働賃金の基準額で、事業者等は、労働賃金基準額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

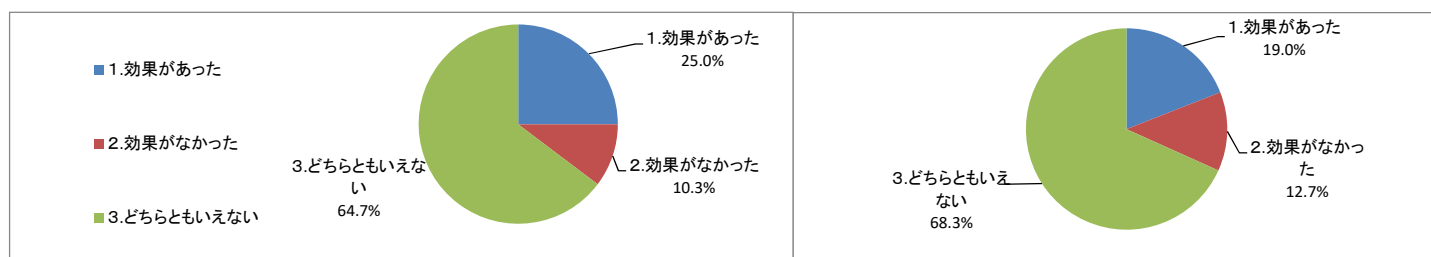
Q.Ⅲ-3 具体的な内容をご教示ください。

- ・賃金基準額を定めている業種が少ないと感じる。該当しない業種は必然的に最低金額になってしまう。
- ・安すぎる。
- ・令和5年10月1日より1時間1030円払う。
- ・1100円。
- ・1020円を採用。
- ・令和元年度 1452円 令和2年度 1554円 令和3年度 1571円 令和4年度 1579円 令和5年度 1587円

草加市公契約基本条例 事業者向けアンケート質問及び回答

Q.IV-1 事業が公契約基本条例の対象案件となったことで、労働者の適正な労働環境が確保され、労働者の生活の安定につながる成果がありましたか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 1件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.効果があった	17件	25.0%	1件	12件	4件		12件	19.0%	3件	8件	1件	
2.効果がなかった	7件	10.3%	1件	6件	0件		8件	12.7%	0件	6件	1件	1件
3.どちらともいえない	44件	64.7%	10件	30件	4件		43件	68.3%	6件	30件	4件	3件



Q.IV-2 理由をご教示ください。

(効果があった)

- 安定した収入が得られて、安心感につながっている。
- 毎年の労務費上昇に伴い下請けに対する注文金額も増えているから。
- 個人の労働環境に対しての意識が高くなりました。
- 労働環境報告書を提出するにあたって、労働環境について客観的に把握する必要があったため、労働環境について考える良いきっかけとなった。

(効果がなかった)

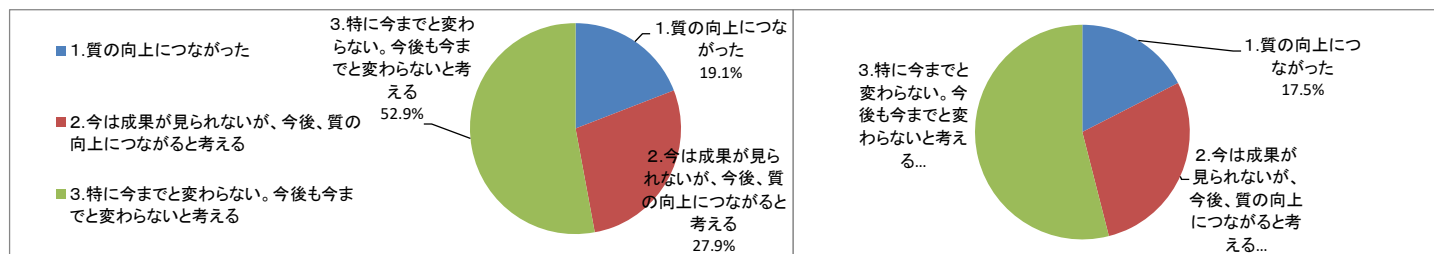
- 物価の上昇に見合った賃金、給与を支払うことが難しい。福祉の仕事に対する理解を深め、賃金を上積み出来るような制度が欲しい。
- 以前から労働賃金基準額よりも高い賃金を支払っているため。
- 扶養の範囲内で働きたい人もいますのでシフトが組みにくくなりました。

(どちらともいえない)

- 個々の生活水準を把握できないため。
- モチベーションがあがったため。
- 物価が上がっているため。
- わずかな上昇のため。
- 配偶者扶養控除の枠が変更になっていないため。
- 労働者への支払いが上昇すると同時に業務委託費のさらなる見直しがないと、事業者は厳しいと感じる。
- 条例と労働環境・生活安定はほぼ関係ない。
- 従来より基準を満たしているため、本条例の対象、非対象による影響はない。
- 対象外の案件においても労働環境に差異がないため。
- 以前より適正に運営しているため。
- 給与・就業規定により、条例対象前から労働環境及び生活の安定が図られているから。

Q.IV-3 事業が公契約基本条例の対象案件となったことで、工事・業務委託の質の向上につながりましたか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳）※未回答 1件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.質の向上につながった	13 件	19.1%	1 件	8 件	4 件		11 件	17.5%	3 件	6 件	2 件	0 件
2.今は成果が見られないが、今後、質の向上につながると考える	19 件	27.9%	7 件	11 件	1 件		18 件	28.6%	3 件	13 件	0 件	2 件
3.特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える	36 件	52.9%	4 件	29 件	3 件		34 件	54.0%	3 件	25 件	4 件	2 件



Q.IV-4 理由をご教示ください。

(質の向上につながった)

- 市内業者を協力業者としたことで、短納期になった。
- 従業員の定着率。
- 作業服や工具が充実した。
- 質の向上にはつながると思う。
- AIをはじめとする作業の向上につながった。
- 事業者としての意識の向上により、従業員に対しての労働環境の向上、教育の向上につながりました。

(今は成果が見られないが、今後、質の向上につながると考える)

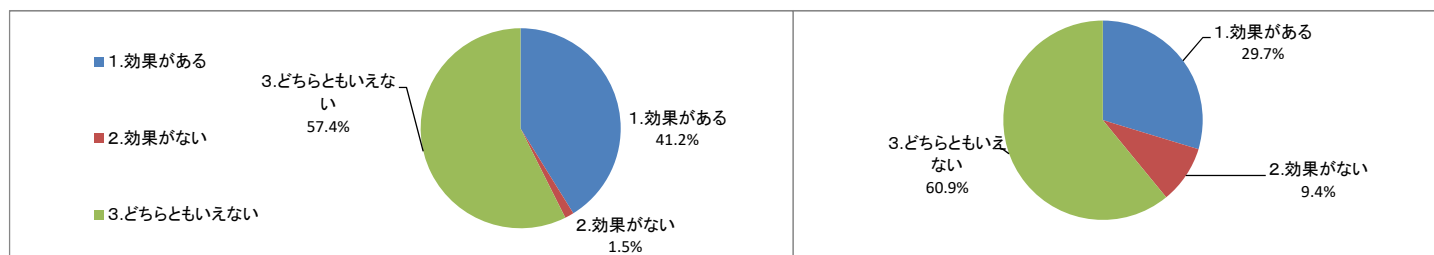
- 周知するのに時間がかかる。
- 労働環境の把握が、業務委託の質の向上に繋がっているかは現時点では実感がないが継続していくことでその効果が見えるようになるのではないかと考える。
- 賃金の向上は質の向上につながると思う。
- 基準額だけあげてもしょうがない。
- 賃金の定期的な昇給や有給休暇の取得促進は徐々にその効果を実感できると思うから。
- 待遇の向上は、人材の育成、向上心の上昇に少しずつ影響すると思います。
- 以前から労働賃金基準額よりも高い賃金を支払っているため。

(特に今までと変わらない。今後も今までと変わらないと考える)

- 今まで質の高いサービスをお届けしていると思っている。
- 作業者は1円でも多くという思いがある。東京都と隣接しているから東京都の最低賃金が頭にある。
- 物価が上がりすぎている。
- 質の向上はOJTによるものだと思う。
- 質の向上を目指すなら業務委託でも最低制限価格を導入するべきだ。
- 専門性が高い仕事なので仕事ごとに単純比較できないから。
- 労働者があまり実感していない。
- 条例の対象になったことが直接、質の向上にはつながらないと思う。ただし、求人の反応は良くなると思う。
- 労働賃金が水準以上のため。

Q.V-1 公契約基本条例は、地域経済の活性化に効果があると思いますか。また、その理由をご教示ください。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳）			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.効果がある	28件	41.2%	3件	22件	3件		19件	29.7%	3件	11件	3件	2件
2.効果がない	1件	1.5%	1件	0件	0件		6件	9.4%	2件	4件	0件	0件
3.どちらともいえない	39件	57.4%	8件	26件	5件		39件	60.9%	4件	30件	3件	2件



Q.V-2 理由をご教示ください。

（効果があった）

- ・市内業者を協力業者とするため。
- ・労働者にはありがたいと考えられる。
- ・契約金額が上がれば効果はある。
- ・下請け企業が元請け業者と請負金額について戦える指針があるということはいいことである。
- ・賃金の上昇が地域における消費活動を促進するから。
- ・労働賃金基準額以上の賃金が確保され、消費できる金額も増えるから。
- ・労働環境を充実させることで、労働者内容の質が向上し地域経済の活性化に効果があると考えます。
- ・働きやすい労働条件になり、活性化につながるを感じる。
- ・市全体の意識向上につながっているから。
- ・人件費が上がってきているが行政が模範となって賃金向上をすることにより、中小企業の人件費アップにつながると思う。

（効果がなかった）

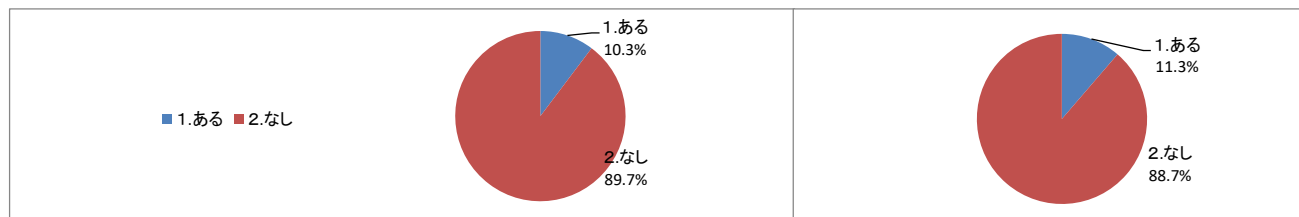
- ・従業員の給与が格段に上がっていると思えないから。
- ・安すぎる。
- ・目に見える地域経済の活性化につながるほどのものではない。
- ・保険加入により支払いも増える。

(どちらともいえない)

- 地域の経済状況について把握していないため。
- 作業者は1円でも多くという思いがある。東京都と隣接しているから東京都の最低賃金が頭にある。
- 配偶者扶養控除の枠が変更になっていないため。
- 販売を通して地域との結びつきを強化していきたい。
- 労働者、事業者の両方にとって効果があると実感がないため。
- 地域経済の活性化につながるほどのものではない。
- 基準額よりも低い賃金で労働者が働いている会社がなくなれば、この条例の意味がない。
- 工事や業務委託が地域経済に及ぼす影響は部分的なもので、活性化に効果があるかは何ともいえない。
- 物価等が上がっているから。

Q.VI-1 公契約基本条例の適用案件の業務を行うにあたって、困っていることや不明な点がありますか。

回 答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 2件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	7件	10.3%	3件	4件	0件		7件	11.3%	1件	3件	3件	0件
2.なし	61件	89.7%	9件	44件	8件		55件	88.7%	8件	40件	3件	4件

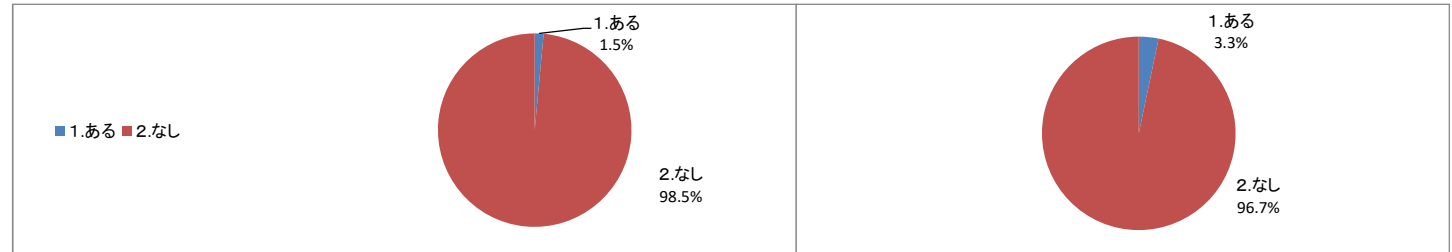


Q.VI-2 具体的な内容をご教示ください。

- 4月より適用される公契約基本単価から10月の最低賃金が上回り会社としての利益の減少がここ数年赤字転落の恐怖を感じています。
- 草加市役所全体、特に職員のレベルアップをしなければ、いくら職人さんの単価を上げて町レベルアップにはならないと思う。
- 設備の老朽化が著しい。
- 業務内容が増えるほど経費が増える業務になる一方であまり収益が見込めないうえ、賃金が上がっているのに委託費が上がらない状況。
- 4月にまとめてあげてほしい。
- 埼玉県の最低賃金と草加市の最低賃金に相違があり、草加市の最低賃金が高い場合に事業者へ値上げをお願いせざるを得なくなり、その調整に時間と手間がかかる。
- 事業者負担になる部分が多い。

Q.VII-1 労働環境報告書の提出にあたって、報告書の内容の見直しが必要と考えるところはありますか。

回答	令和4年度（合計）		令和4年度（業種内訳）				令和5年度（合計）		令和5年度（業種内訳） ※未回答 3件			
	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明	回答数	割合	工事	委託	指定管理	業種不明
1.ある	1件	1.5%	0件	0件	1件		2件	3.3%	1件	1件	0件	0件
2.なし	67件	98.5%	12件	48件	7件		59件	96.7%	8件	42件	6件	3件



Q.VII-2 具体的な内容をご教示ください。

- 毎年報告書を提出する必要があるのか。

Q.VIII-1 公契約基本条例の適用を受ける労働者は、全員で何人になりましたか。

令和4年度

66 社の平均労働者数

うち未記入8件

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貴社の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下請の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 20px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適用を受ける労働者数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">24.4</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">39.6</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">64.0</td> </tr> </table>	貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数	24.4		39.6		64.0
貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数						
24.4		39.6		64.0						

令和5年度

64 社の平均労働者数

うち未記入18件

<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">貴社の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 10px;">+</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">下請の対象労働者数</td> <td style="border: none; padding: 0 20px;">=</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">適用を受ける労働者数</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">27.1</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">69.3</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">96.4</td> </tr> </table>	貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数	27.1		69.3		96.4
貴社の対象労働者数	+	下請の対象労働者数	=	適用を受ける労働者数						
27.1		69.3		96.4						

Q.IX-1 公契約基本条例に関して、ご意見やご要望がありましたらご記入ください。

- 毎年最低賃金が上昇しているのので、入札方式を総合評価方式にしてほしい。
- 市独特の制度は長く続けてほしい。地元志向の意識を強く出してほしい。
- 労働環境の質の向上に必要な企業の収入を増加させることが大切だと考えます。そのためには最低制限価格の導入と、その最低制限価格が賃金等を基準額以上の水準を維持できるよう、適切なものになるようにすることが重要と考えます。
- 競争入札は、全案件、制限価格を設けていただきたい。
- 1,500円にしてほしい。